

中国電力株式会社における非公開の審査ガイドの誤廃棄の経緯等

令和3年9月1日
原子力規制庁

1. 概要

原子力規制庁は、特定重大事故等対処施設を設置しようとする発電用原子炉設置者に対して、秘密保持に関する契約（以下「秘密保持契約」という。）を締結し、当該契約上の秘密情報として「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」（以下「非公開ガイド」という。）を提供している。

今般、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から、原子力規制庁から受領していた非公開ガイドを誤廃棄した旨の連絡があった。このため、原子力規制庁でその経緯及び再発防止策等について聴取したので報告するとともに、今後の対応について諮る。

2. 中国電力からの報告について

原子力規制庁は、中国電力からの非公開ガイドを誤廃棄した旨の連絡を受けた後、面談を7回実施し、以下のとおり、その経緯及び再発防止策等を聴取した（詳細は別紙1参照）。

(1) 誤廃棄の経緯

中国電力は、平成26年10月17日付けで原子力規制庁と締結した秘密保持契約に基づき、同月20日に非公開ガイド（6部）を受領した。中国電力は、受領した非公開ガイドに特化した社内マニュアル¹を定め、本社の電源事業本部（以下「本社管理部署」という。）において非公開ガイドの管理を行うこととしたとしている。本社管理部署は、同月24日、非公開ガイド1部を島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に貸し出した。

非公開ガイドの貸し出しを受けた同発電所の管理職は、執務室内の自席デスクの施錠できる引き出しに、他の種類の秘密情報（人事情報等）が記載された書類とともに、それぞれを封筒に入れた状態で保管していたとしている。なお、引き出しの鍵は、当該管理職のみが管理し、退勤時に施錠していたとしている。

その後、当該管理職は、平成27年4月24日に引き出しに非公開ガイドが入っていないことに気づき、前日（23日）に人事情報の記載された書類の入った封筒をシュレッダーで廃棄した際に、誤って非公開ガイドも封筒ごと廃棄したものと考え、誤廃棄に係る顛末書を作成し、発電所長まで報告した。また、同発電所から本社管理部署に誤廃棄があった旨の報告が行われ、当該非公開ガイドを廃棄した旨を秘密情報指定管理簿²に記載する対応を行った。

¹ 秘密情報の保管に関する規定として、秘密情報指定管理簿を作成することなどが定められていたが、秘密情報の具体的な保管形態を定める規定はなかった。

² 当時の社内マニュアルにおいては、秘密保持契約の内容に沿って、秘密情報の指定に際し「秘密情報指定管理簿」に、指定解除に際し「秘密情報利用管理簿」に必要な情報を記録することが定められていたが、同様に秘密保持契約に記載のある廃棄については明示的な定めがなかった。

(2) 原子力規制庁への誤廃棄の報告について

中国電力は、誤廃棄があった当時（平成27年）、秘密保持契約に基づき原子力規制庁への報告を要する「秘密情報が漏えいしたとき又はそのおそれがあることを認めたとき」に当たらないと判断し、また、「契約が終了した場合」ではないことから契約終了時の秘密情報の返却及び廃棄に関する条項の適用もないため、原子力規制庁への報告は不要であると判断したとしている。

その後、中国電力は、秘密保持契約の変更契約（令和3年3月23日付け締結）に基づき、原子力規制庁に情報管理計画書³を提出する必要があることから、当該計画書の提出期限（本年6月23日）の前である6月21日に誤廃棄があった旨を原子力規制庁に連絡した。

(3) 発生原因と再発防止策

中国電力は、本件の発生原因について、発電所において秘密情報としての識別表記や分類管理が適切に行われておらず、また本社管理部署から発電所（非公開ガイドの貸出先）への保管方法の指示が不十分であったことを挙げている。中国電力は、非公開ガイドの管理方法の見直しを行い、今後は、発電所で利用・保管する場合にも文書の識別表記や分類管理を確実にを行うとともに、原子炉等規制法に基づく品質マネジメント文書等体系にも位置づけ、適切に管理するとしている。

3. 他の発電用原子炉設置者における同様の事案の有無について

原子力規制庁は、非公開ガイドを提供している他の発電用原子炉設置者（計10社）に対して非公開ガイドの保管状況を照会し、全社から非公開ガイドは廃棄等せずに適切に保有している旨の回答を得ている。

4. 今後の対応について

本年3月に各発電用原子炉設置者と締結した秘密保持契約の変更契約においては、秘密情報の適切な管理のために必要な措置を規定する情報管理計画書を定め、原子力規制庁の承認を受けなければならないこととされている。提出期限の本年6月23日までに、変更契約に基づいて各社から情報管理計画書が提出されたところであり、誤廃棄その他のインシデント発生時の対応を含め、必要な措置が講じられることが計画上明確になっていることを確認した上で計画の承認を行うこととする。

なお、原子力規制庁は、秘密保持契約に基づき必要な検査を行うことが可能である。また、非公開ガイドを提供する必要性や提供部数等についても随時精査を行い、真に必要な場合に限り情報提供をすることとする。

< 資料一覧 >

別紙1 特重非公開ガイド誤廃棄に係わる時系列（令和3年8月2日面談資料 一部抜粋）

³ 秘密情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の秘密情報の適切な管理のために必要な措置を定めることを目的としたもの。